

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330026

研究課題名(和文) 児童虐待防止システムの総合的検討 児童虐待の防止と児童の保護

研究課題名(英文) Comprehensive study of child abuse prevention system: Safeguarding children from abuse

研究代表者

町野 朔 (Machino, Saku)

上智大学・生命倫理研究所・教授

研究者番号：60053691

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,900,000円、(間接経費) 3,870,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の最大の特色は、「社会的コスト」の観点からは児童虐待を分析した点にある。このような研究は我が国では本研究が初めてだと思われる。研究結果からは、2012年度における我が国の虐待コストは16,028億円であり、東日本大震災における福島県沿岸部(地震そのものの被害だけでなく原発による避難等も含む)の被害額1.9兆円(寺崎、2011)に近い額であることが明らかになっている。諸外国でこのような研究が進んだ背景には、子ども虐待に予算や人員をかけること、子どもに資源を投入することが結果として将来の莫大な損失を防ぐという認識の存在がある。今後は、虐待の長期影響を測定するシステムが必須であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：The foremost characteristic of this research was to study social costs associated with child abuse. This type of research was done for the first time in Japan.

The research shows that the cost associated with child abuse for fiscal 2012 was about 1.6 trillion yen, and this was almost equal to the damage of the Great East Japan Earthquake (which included the cost of evacuee life from Fukushima). The research of social cost of child abuse has been promoted in many countries because it has become known that budgetary boost for child abuse can avoid costly damage in the long run. We should develop a measurement system for long-term influence of child abuse.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：児童虐待 虐待者処遇 家庭再統合 社会的養護 虐待予防 社会的コスト

1. 研究開始当初の背景

児童虐待問題の深刻さにもかかわらず、大きな法改革が行われないまま、半世紀が経過したが、いくつかの重大な事件を受けて、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法という)が議員立法として成立したのは2000(平成12)年のことであった。同法は、虐待された児童を発見したときの通告義務規定(6条1項。その不履行には罰則は設けられていない)と、秘密漏示罪(刑法134条)等の秘密保護のための刑罰法規はこのような「通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈されてはならない」とする解釈規定(児童虐待防止法6条3項)を置くことによって、上記の児童福祉法による児童相談所の早期介入・保護を容易にしようとした。また、児童相談所の立ち入り調査(同法9条)に警察の援助が得られることとし(同法10条)保護者の意に反して児童の入所措置がとられた場合には保護者の児童に対する面会・通信を制限する(同法12条)などとした。児童虐待防止法(附則2条)は、施行後3年以内の検討を義務づけていた。他方、尼崎事件(2001年)岸和田事件(2003年)は、わが国のシステムの機能不全を認識させるものであった。このような状況で、2004(平成16)年末には、児童福祉法、児童虐待防止法が相次いで改正された。

しかし、法改正が行われたにもかかわらず、例えば、2006年10月に奈良県で起きた3歳児の餓死事件など、依然として、深刻な児童虐待事件は後を絶たない。多くの人々は、未だ、日本の現在の児童虐待防止システムはよく機能していないばかりでなく、その基礎に深刻な問題があるとかんが得ている。

本研究は、児童虐待防止システムを健全に機能させるために、どのような法律を作るべきなのか、どのように運用を改善すべきかを目的とするものである。

2. 研究の目的

児童虐待防止のシステムの見直しと改善を、その対応過程に従って考えたとき、以下の課題を明らかにする必要があると考えた。

(1) 通報制度と児童相談所による初期対応

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者には、福祉事務所・児童相談所への通報義務が課され、この義務の履行は秘密漏示罪等で処罰されることはない(児童虐待防止法6条1項・3項)。児童虐待が疑わしい場合にも通報義務が課されている現在、児童相談所の初動態勢は重要性を増している。児童の安全確認のために、法律上、あるいは運用上、どのような措置を講じるべきかを早急に明らかにする必要がある。

(2) 児童虐待の発見 - 特に刑事手続きとの関係において

死亡を伴わない児童虐待の場合

特に性虐待などについて刑事手続を進めるとき、被害児童の供述の採取方法など、特別の考慮を要する必要がある。ただ、その際には、併せて、捜査に当たる警察官等の研修の充実についても同時に考えなければならない。

児童が死亡した場合

わが国では、児童虐待を専門とする医療関係者によれば、数多くの虐待死が、事故死等として処理されると言う。日本法の基本的枠組みは、医師による異状死体の届出(医師法21条)検察官・警察官による(代行)検視(刑事訴訟法229条)であるが、これらの中に、児童死亡審査を制度として組み込むべきか否かを検討する必要がある。その際には、連邦法の要請に従って、多職種チームによる児童死亡例審査システム(child death review (CDR) system)を各州が設置しているアメリカの例を参考にすることが有益である。

(3) 虐待者の処罰と司法関与

家庭再統合(family reunification)のた

めには、虐待した親の行動変容 (behavior modification)が必要である。日本では、2004年の児童福祉法改正により、措置入所の更新のときに、家庭裁判所は、保護者に対する「指導措置」をとるべきことを都道府県に勧告しようとした(児童福祉法 28 条 2 項・6 項)。児童相談所の中には、民間団体が開発した「親の回復支援プログラム」を委託採用し、虐待親に受講させているところもある。しかし、実効性が疑問視され、アメリカのように裁判所の命令としてプログラムを受講させる必要性が主張されている。他方、刑事手続の俎上に上った加害者について、どのような処遇を講じるべきかも考える必要がある。

3 . 研究の方法

研究会を年に 3 回 ~ 4 回開催し、児童虐待への対応の実際について、裁判所、警察・検察などの刑事司法機関、都道府県の児童相談所、市町村の相談窓口、小児科・児童精神科などの医療機関、子どもの保護・虐待者のプログラムを行う NPO 団体などから情報を収集した。研究会には、刑事司法機関、行政機関、医療機関、NPO の方々を招き、それぞれの立場からの意見を聴取した。さらに、たとえば児童養護施設、都道府県や警察の児童虐待対策担当部局、民間の児童虐待防止団体等を訪問し、法的・臨床的観点から詳細に調査した。

それに加え、2010 年度には、養親からの身体的虐待で死亡したビクトリア・クリンピエの事件、2008 年に行われた Baby P 事件を契機として行われた児童法の改正・運用改善後のイギリスの状況について、関係諸機関への訪問調査を行った。また、2011 年度には、世間の耳目を集めた女兒への凄惨な性的虐待の事件を契機として、特に、性的虐待を受けた被害者のケアに力を入れている韓国を訪問し、関係諸機関へのインタビュー調査を行った。

4 . 研究成果

(1)虐待に対する初期対応については、大阪 2 幼児虐待死事件を題材として、ケース研究を行うと同時に、その時点で採り得た措置を想定すると同時に、生じうる法的問題点についての検討を行った。その成果は、藤田香織「大阪ネグレクト死事件」にみる児童福祉法の問題点」刑事法ジャーナル vol.30, pp.84-91 を参照されたい。

(2)経済的視点から、特に「社会的コスト」として、児童虐待を分析する研究を行った。このようなコスト研究は諸外国では行われているが、我が国では本研究が初めてとなる。特に、厚生労働省の発表によれば、公的な責任としてケアされる制度である社会的養護利用児童は約 46,595 人に及ぶなど、子ども家庭福祉領域において大きな問題となっている。研究結果からは、2012 年度における我が国の虐待コストは、16,028 億円であり、東日本大震災における福島県湾岸部(地震そのものの被害だけでなく原発による避難等も含む)の被害額 1.9 兆円(寺崎、2011)に近い額であることが明らかになった。各国で社会的コストの研究が進んだ背景には、子ども虐待に予算や人員をかけること、つまり子どもに資源を投入することが結果として将来の莫大な損失を防ぐという知見の存在がある。我が国でも、今後、政策として虐待の長期影響を測定するシステムが必須であると考えられる。

(3)「予防制度」についての研究では、具体的に、特別養子縁組制度、赤ちゃんポスト等について文献研究を行うと同時に、熊本県の慈恵病院から田尻看護部長をお招きし、このとりのゆりかごの実践について話を伺った。慈恵病院では、このとりのゆりかごだけではなく、現在 24 時間 365 日にわたる相談電話の受付も行っており、その電話への相談件数は上昇の一途をたどっているという。出産に関して相談ができない状況で産ま

ざるを得なくなり、意に反して出産した結果、虐待に至るといふ、その流れを断ち切ることの重要性を実感すると共に、出生前からの虐待防止措置を講じることの必要性を痛感した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

橋爪幸代「Prevention of child abuse and neglect in the context of England's family support policy: lessons for Japan」, 現代法学、査読無、No.25, 2013、pp.3-74

柑本美和「子どもを被害者とする性犯罪前歴者に関する情報登録制度と一般市民への情報提供: イギリスでの議論を参考に」, 犯罪と非行、査読無、vol.172, 2012、pp.154-189

橋爪幸代「近親間虐待への法的対応」, 現代法学、査読無、No.20, 2011、pp.197-216

藤田香織「大阪ネグレクト死事件」にみる児童福祉法の問題点」, 刑事法ジャーナル、査読無、vol.30, 2011、pp.84-91

[学会発表](計1件)

和田一郎「わが国の子ども虐待の社会的コスト」, 第19回 Jaspacan 信州大会、2013年12月14日、信州大学松本キャンパス

[図書](計3件)

和田一郎、学研教育出版、杉山 登志郎編『講座 子ども虐待への新たなケア』第8章「子ども虐待の経済学」、2013年、208頁

町野朔・岩瀬徹編、有斐閣、『児童虐待の防止 - 児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所』、2013年、363頁

町野朔・岩瀬徹・柑本美和編、上智大学出版、『児童虐待と児童保護 - 国際的視点で考える』、2012年、299頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

町野朔 (MACHINO, Saku)

上智大学・生命倫理研究所・教授

研究者番号 60053691

(2)連携研究者

岩瀬 徹 (IWASE, Toru)

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号: 80384155

丸山 雅夫 (MARUYAMA, Masao)

南山大学・法学部・教授

研究者番号: 50140538

山本 輝之 (TERUYUKI, Yamamoto)

成城大学・法学部・教授

研究者番号: 00182634

栗原 直樹 (KURIHARA, Naoki)

十文字学園大学・人間生活学部・教授

研究者番号: 50571080

小西 聖子 (KONISHI, Takako)

武蔵野大学・人間関係学部・教授

研究者番号: 30251557

水野 紀子 (MIZUNO, Noriko)

東北大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号: 40114665

久保野 恵美子 (KUBONO, Emiko)

東北大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号: 70261948

橋爪 幸代 (HASHIZUME, Yukiyo)

東京経済大学・現代法学部・准教授

研究者番号: 30407340

西 希代子 (NISHI, Kiyoko)

慶應義塾大学・法務研究科・准教授

研究者番号: 40407333

渡辺 一弘 (WATANABE, Kazuhiro)

専修大学・法学部・教授

研究者番号: 90449108

水留 正流 (MIZUTOME, Masaru)

南山大学・法学部・講師

研究者番号: 90513581

柑本 美和 (KOJIMOTO, Miwa)

東海大学・専門職大学院実務法学研究科・准教授

研究者番号: 30365689

和田 一郎 (WADA, Ichiro)

日本子ども家庭総合研究所・主任研究員